

裁判所和解案

- 1 被告は、原告に対し、本件和解金として60万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和2年●月●日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- 3 被告は、本件について、健全な中学生であった原告に精神的苦痛を与えたことを謝罪する。
- 4 原告及び利害関係人と被告は、今後正当な理由なく本件に関して互いに接触しないこと、互いに誹謗中傷しないことを相互に約束する。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告、利害関係人及び被告は、本件に関し、原告と被告の間及び利害関係人と被告との間に、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上